

# 達人操作研修会（相続税編）

2014年10月

**NTT DATA**

I. 相続税申告書の作成手順

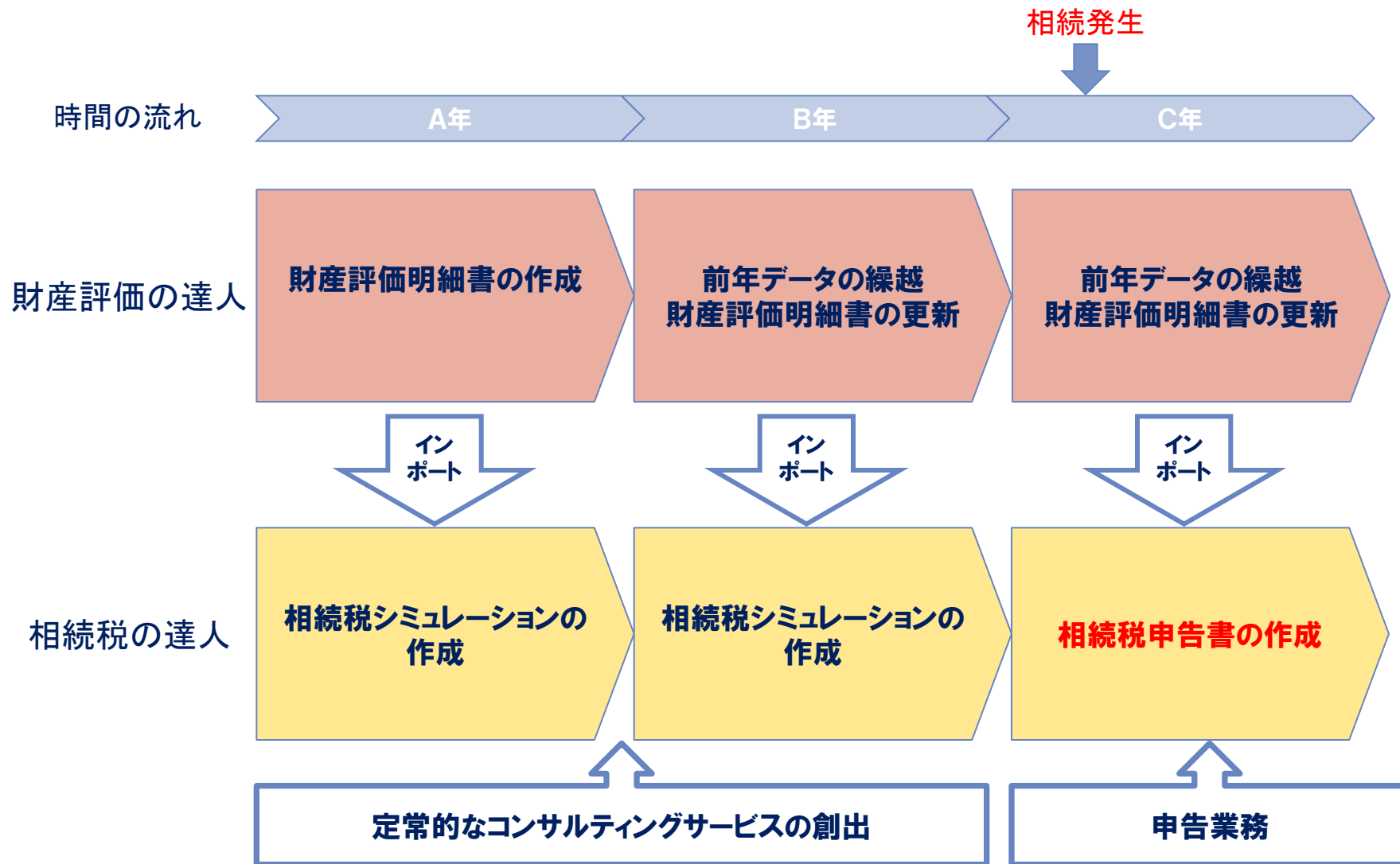
II. 財産評価明細書の作成

III. 相続税申告書の作成

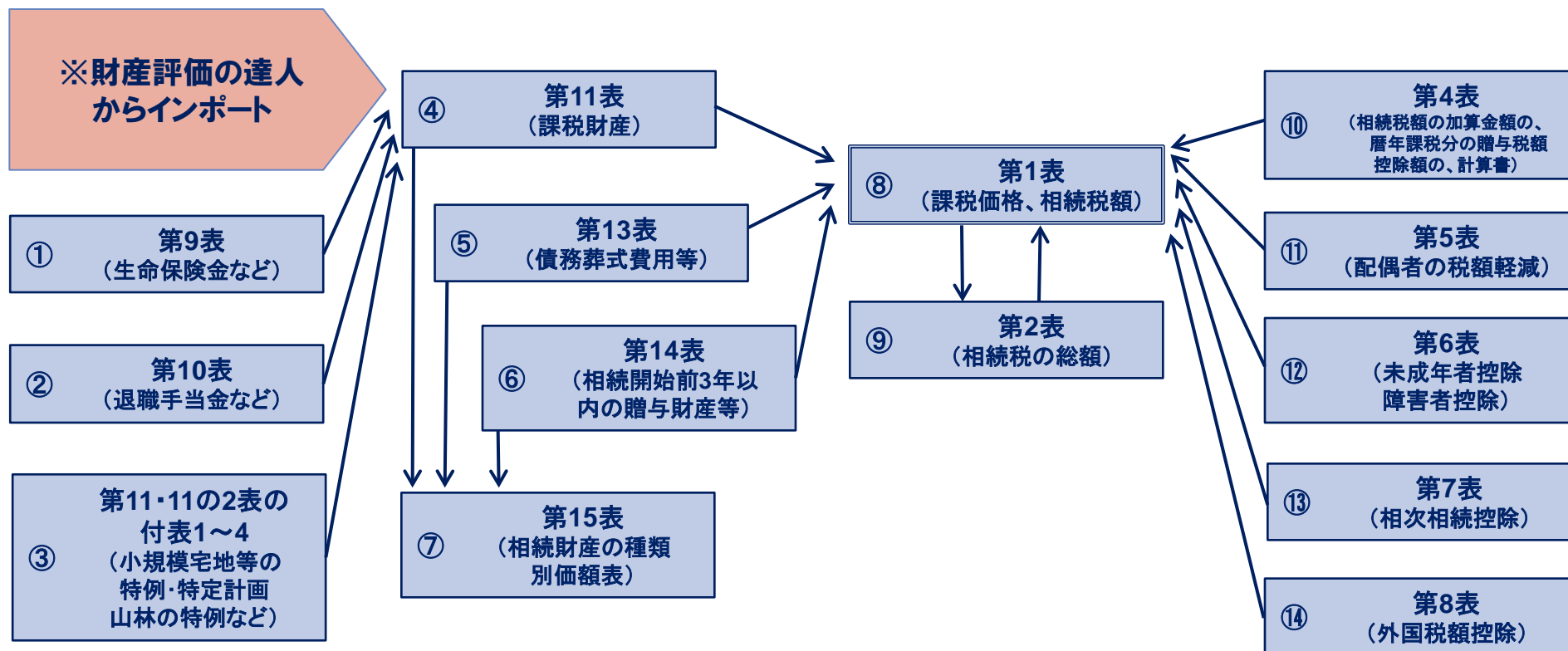
IV. 延納・物納申請書の作成

V. 遺産分割協議書の作成

相続税の達人と財産評価の達人(達人が考える相続税申告に至るながれ)

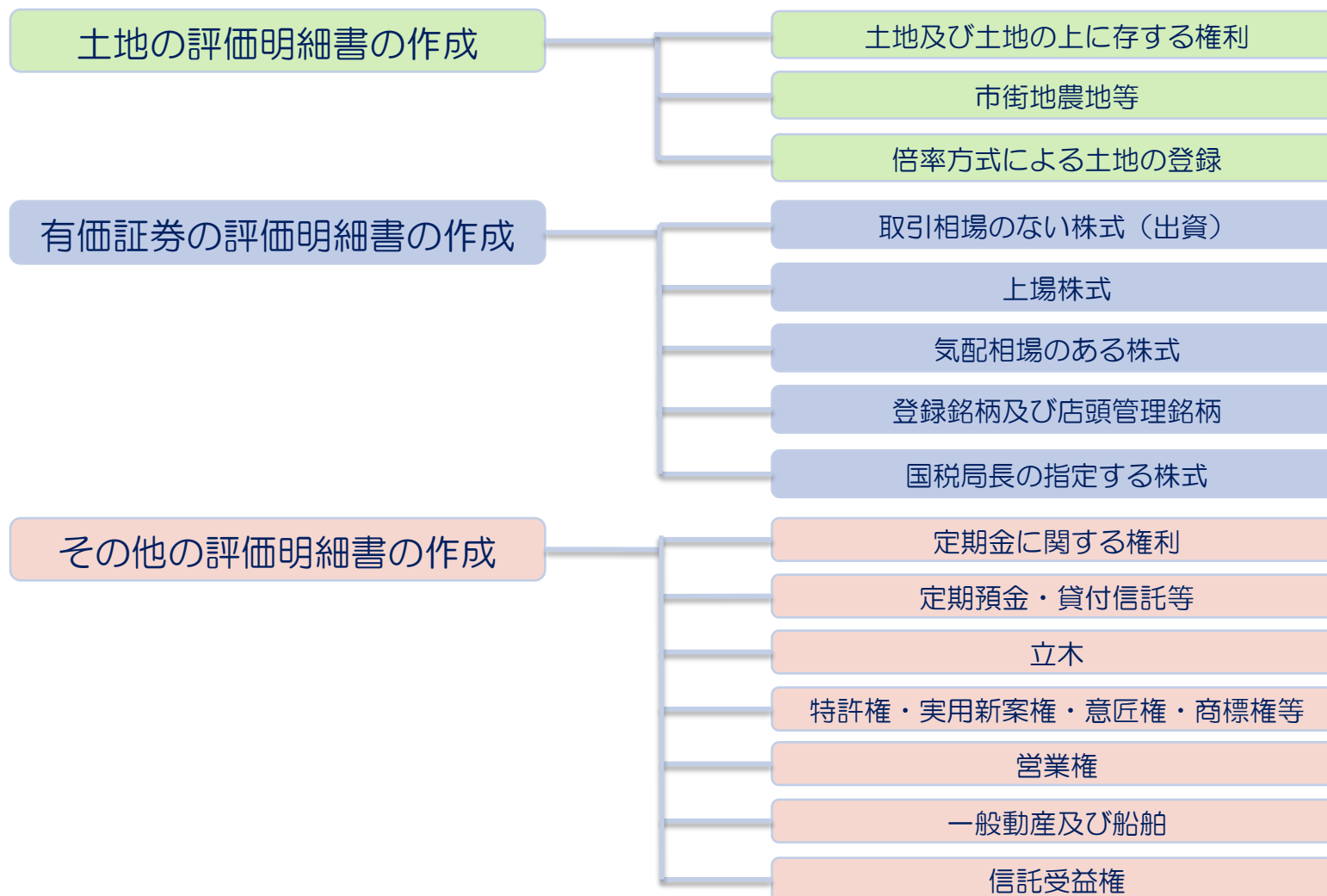


## 相続税申告書記載の順序 (「相続税の申告のしかた・一般の場合」に一部加筆)

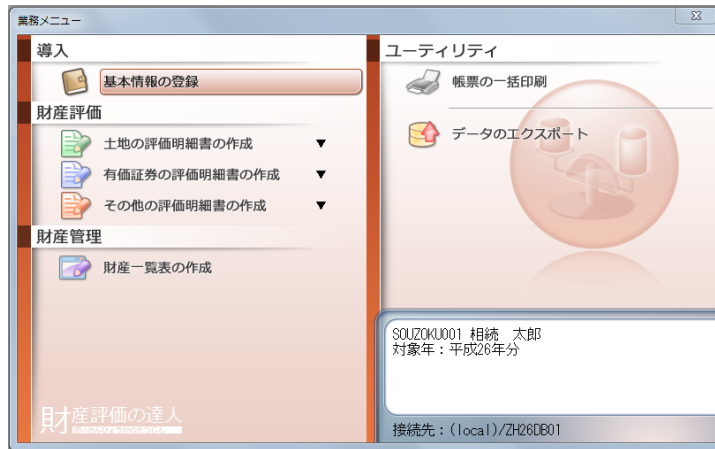


財産評価の達人で財産評価明細書を作成します。

### ■ 財産評価の達人で作成できる評価明細書

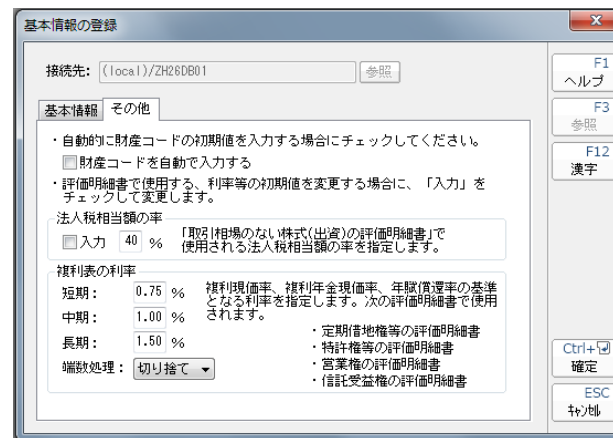


## (1) 基本情報の登録



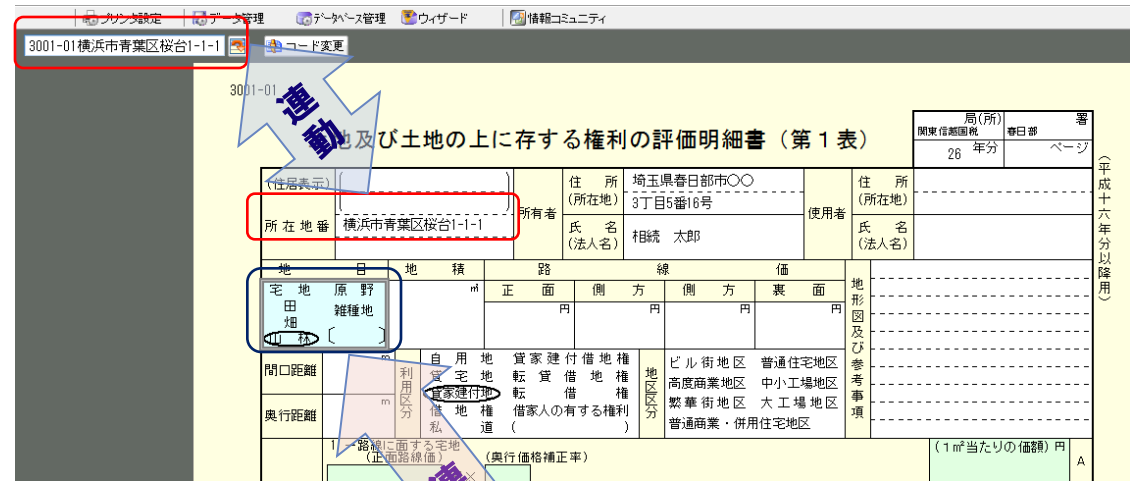
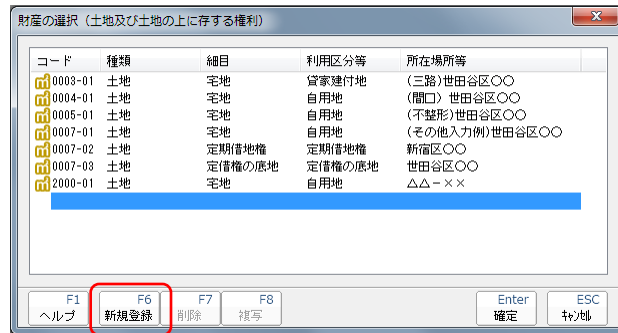
- ・顧問先(評価対象者)は、まず達人Cube顧問先管理に登録し、「業務データの新規作成」で作成します。
- ・「計算基準日」は任意の日付を入力します。

- ・財産コードの付与  
自動付与を行うと登録順にコードが付与されます。
- ・法人税相当額の率  
「基本情報」タブの対象年により自動的にセットされます。
- ・複利表の利率  
「基本情報」タブの「計算基準日」に従い、ここで入力します。  
※同一PCで次のデータを新規登録する場合は、前回設定データを引き継いで表示します。

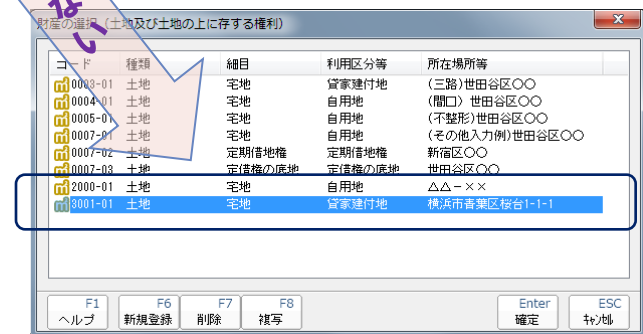


## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 1) 資産の新規登録



- ・財産を登録する際には、「新規登録」で追加します。
  - ・「財産コードの新規登録」画面で、資産の種類、細目を設定します。
- ※ここでの種類、細目が財産一覧表で区分として使用されます。



## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 2) 基本操作方法

背景が「白」の箇所は手入力します。

画面下「F6税務署」が有効な個所は、達人データベースから選択可能です。

二重線で囲まれた箇所は選択入力です。

0003-01

### 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 関東信越国税		春日部	署 ページ
25		年分	
(住居表示) 所在地番 (世田谷区〇〇1110番地) (三路)世田谷区〇〇	所有者	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号 氏名 (法人名) 相続 太郎	使用者 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号 氏名 (法人名) 相続 太郎
地目 宅地 田 畑 山林	地積 680.0000	路線価 正面 円 260,000 側方 円 210,000 側方 円 裏面 円 200,000	
間口距離 34.00	利用区分 自用地 貸宅地 借地権 私道	貸家建付借地権 転賃借地権 借家人の有する権利	地区区分 ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離 20.00	添付の地図を参照		地形図及び参考事項
自用 地	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)		(1㎡当たりの価額)円
	260,000 円 × 1.00		260,000
	2 二路線に面する宅地 (A) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)		(1㎡当たりの価額)円
	260,000 円 + (210,000 円 × 0.96 × 0.03)		266,048
用 地	3 三路線に面する宅地 (B) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)		(1㎡当たりの価額)円
	266,048 円 + (200,000 円 × 1.00 × 0.02)		270,048
	4 四路線に面する宅地 (C) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)		(1㎡当たりの価額)円

背景が「緑」の箇所は自動計算(修正可)です。  
※修正は、「F4:入力切替」で行います。



## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 3) 個別解説 第1表 ①

0003-01

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)						高(所) 関東信越国税 春日部 署
						26 年分   ページ
(住居表示) 所在地番 (世田谷区〇〇1110番地) (三路)世田谷区〇〇	所有者	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号	使用者	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号		
		氏名 (法人名) 相続 太郎	氏名 (法人名) 相続 太郎			
地目	地積	路線価			添付の地図を参照	
宅地 原野 田 畑 山林	880.0000	正面 260,000	側方 210,000	側方	裏面 200,000	地形図及び参考事項
間口距離	34.00	利用区分	貸家建付借地権 住宅地 借地権 借家人の所有する権利 私道	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	
奥行距離	20.00	一路線に面する宅地 (正面路線価)			(奥行価格補正率)	(1㎡当たりの価額)円 260,000 A

(平成十六年分以降用)

地目を選択します。  
※複数の地目を選択できます。

地積を入力します。  
※不整形地等で所有権のないほかの宅地と一体評価する場合は、ここで入力します。

路線価を入力します。  
複数の路線に接している場合は、該当する欄に入力します。  
※正面の判定は行いません。  
奥行等の補正を行う場合は、距離を入力します。  
調整率を使用する場合は入力します。

## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 3) 個別解説 第1表 ②

0003-01

**土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）**

高(所) 関東信越国税		専日部	
26 年分		ページ	
(住居表示) 所在地番 (世田谷区〇〇1110番地) (三路)世田谷区〇〇	所有者	住所 (所在地) 埼玉県春日部市〇〇 3丁目5番16号	使用者
氏名 (法人名) 相続 太郎	氏名 (法人名) 相続 太郎		
地目 宅地 原野 雑種地 畑 山林	地積 m <sup>2</sup> 880.0000	路線価 正面 側方 側方 裏面 円 円 円 円 280,000 210,000 200,000	
間口距離 34.00 m	奥行距離 20.00 m	利用区分 自用地 貸家建付借地権 貸宅地 転賃借地権 借地権 借家人の有する権利 私道	
地区区分 ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区		地形図及び参考事項 添付の地図を参照	
1 路線に面する宅地 (正面路線価)		(1㎡当たりの価額) 円 280,000 A	

(平成十六年分以降用)

間口距離と奥行距離を入力します。  
※「路線価」ダイアログボックスで奥行距離を入力した場合は、それを優先します。

利用区分を選択します。  
※複数選択が可能です。  
※「定期借地権等の評価明細書」を作成する場合は、ここで選択します。

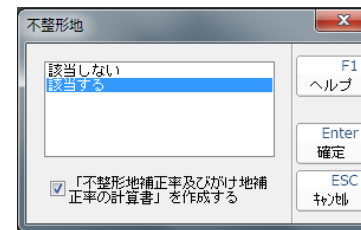
地区区分を選択します。  
※複数選択はできません。  
※補正率表の選択基準となっています。

## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

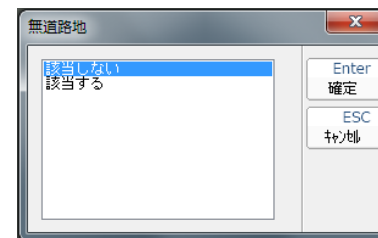
### 3) 個別解説 第1表 ③

1	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)	(間口狭小補正率) × (奥行長大補正率)	(1㎡当たりの価額) 円	E	
平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※ 204,820 円 × 0.9500	194,579	F	
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) 30.00 m × 30.00 m = 900.0000 ㎡ (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (かげ地割合) (900.0000 ㎡ - 650.0000 ㎡) ÷ 900.0000 ㎡ = 27.77 % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小売点以下の 位置に適用) 0.95 × 1.00 = 0.9500 ① (不整形地補正率 (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) (率、0.6を限度とする。)) 1.00 × 1.00 = 1.0000 ② 0.9500				
	6 無道路地 (F)	(※)	(1㎡当たりの価額) 円	G	
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) ( ) 円 × ( ) ㎡ ÷ ( ) ㎡ = ( ) %				
7	がけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)	(がけ地補正率)	(1㎡当たりの価額) 円	H	
8	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)	(地積割合(小売点以下3倍未満の場合))	(1㎡当たりの価額) 円	I	
9	私道 (AからIまでのうち該当するもの)	0.3	(1㎡当たりの価額) 円	J	
10	市街地農地等 (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、( ))		(1㎡当たりの価額) 円	*1	
			(1㎡当たりの価額) 円	*2	
自 用 地 の 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)	地積	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)	K	
	( F ) ;	194,579 円	850,0000 ㎡	126,476,350 円	

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。  
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。  
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。(資4-25-1-A4統一) 相続 太郎



表題部「5-2不整形地」をクリックし、「該当する」を選択します。  
 計算に必要な数値を入力します。  
 ※「不整形地補正率及びがけ地補正率の計算書」を作成する場合は、ここで選択します。



表題部「6無道路地」等をクリックし、「該当する」を選択します。  
 計算に必要な数値を入力します。

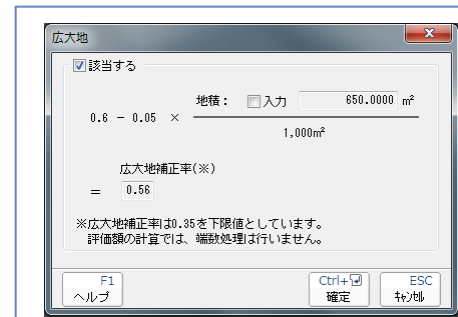
※その他各行に設定箇所がありますので、ここを使用します。

## (2) 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書

### 3) 個別解説 第2表

0005-01 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第2表)

広大地の評価額	(正面路線価) $\times$ (広大地補正率) ※端数処理はしない (地積) $\times$ (自用地の評価額)	円	L
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) $-$ (自用地の評価額) $\times$ (該当地積) $\times$ 0.7	円	M
都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) $\times$ (補正率)	円	N
大規模工場の評価額	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) $\times$ (地積) $\times$ (地積が20万㎡以上の場合には0.95)	円	O
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) $\times$ (地積) $\times$ (1㎡当たりの造成費) $\times$ (地積)	円	P
総額	利用区分	算式	総額
	貸宅地	(自用地の評価額) $\times$ (借地権割合)	円
	貸家建付地	(自用地の評価額又はS) $\times$ (借地権割合) $\times$ (借家権割合) $\times$ (賃貸割合)	円
	目的となる土地	(自用地の評価額) $\times$ (割合)	円
	借地権	(自用地の評価額) $\times$ (借地権割合)	円
	貸借家建付地	(T, AAのうちの該当記号) $\times$ (借家権割合) $\times$ (賃貸割合)	円
計算	借家建付地	(自用地の評価額又はS) $\times$ (借地権割合) $\times$ (借家権割合) $\times$ (賃貸割合)	円
	軽償	(T, AAのうちの該当記号) $\times$ (借地権割合)	円



表題部「広大地の評価額」等 をクリックし、「該当する」を選択します。  
計算に必要な数値を入力します。

※その他各行に設定箇所がありますので、ここを使用します。

## (3) 市街地農地等の評価明細書

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林  
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番	八王子市〇〇1-15		
現況地目	田	① 地積	500.0000 m <sup>2</sup>
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番	八王子市〇〇1-15	
	②	(路線価)(奥行価格補正) 120,000 × 0.99	③ (評価額) 円 118,800
評価する農地等か宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④	評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容	⑤ (評価額) 円 118,800

平成十八年分以降用

宅地造成	平地	整地費	(整地を要する面積) (1㎡当たりの整地費) ⑥	200,000 円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1㎡当たりの伐採・抜根費) ⑦	円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1㎡当たりの地盤改良費) ⑧	650,000 円
		土盛り費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1㎡当たりの土盛り費) ⑨	1,900,000 円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1㎡当たりの土止費) ⑩	2,695,000 円

二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目を入力します。  
※所在地番では、「参照」でこれまでに登録した住所等を参照・活用できます。  
※農地等区分の選択を行います。

※その他の背景が「白」の箇所は手入力します。

二重線で囲まれた箇所をクリックし、宅地造成費の計算区分を選択します。



## (5) 取引相場のない株式(出資)の評価明細書

### 1) 第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

0011-01

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号 0123456789

会社名 (電話 03 - 1234 - 1234) 本店の所在地 東京都江東区〇〇  
株式会社 取引相場無 1丁目1番1号

代表者氏名 取引 太郎

課税時期 25年 8月 1日

直前期 自 24年 4月 01日 至 25年 3月 31日

取引相場のない株式(出資)の評価明細書

1. 株主及び評価方式の判定

氏名又は名称	続柄	会社における役職名	株式数 (株式の種類)	議決権数	議決権割合 (%)	判定
取引 一郎	納税義務者	代表取締役	株 10,000 普通株式	10,000	10	50%超の 場合
取引 次郎	弟	取締役	普通株式	400	400	0
取引 花子	妻	取締役	普通株式	400	400	0
田中 太郎	知人	相談役	普通株式	200	200	0
その他株主			普通株式	89,000	89,000	89

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。

単独株主グループの議決権割合(⑥の割合)

株主の区分

50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合	判定
50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主

同族株主等 (原則的評価方式等)

同族株主等以外の株主 (記当還元方式)

「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(⑤の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。

2. 少数株式所有者の評価方式の判定

(平成二十六年四月一日以降用)

会社名等

会社名: 株式会社 取引相場無

会社形態:  株式  出資

業種:  卸売業  小売・サービス業  医療法人  その他

数量(相対): 420 株

ヘルプ F1  
F12 漢字  
Ctrl+F1 確定  
ESC キャンセル

「会社名」下段、二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目を入力します。  
※評価対象の株式数(出資口数)はここで登録します。

課税時期

平成 26年 08月 01日

Ctrl+F1 確定 ESC キャンセル

「課税時期」は、基本情報によらずここで入力します。

株式の所有状況

氏名又は名称	続柄	役職	株式数	株式の種類	議決権数	議決権割合
取引 一郎	納税義務者	代表取締役	10,000 株	普通株式	10,000 権	10 %
取引 次郎	弟	取締役	400 株	普通株式	400 権	0 %
取引 花子	妻	取締役	400 株	普通株式	400 権	0 %
田中 太郎	知人	相談役	200 株	普通株式	200 権	0 %
その他株主			89,000 株	普通株式	89,000 権	89 %

納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数: 10,000 権 10 %

単独株主グループの議決権の合計数: 19,600 権 19 %

評価対象の発行済株式又は議決権の総数: 100,000 株 100 %

F1 ヘルプ F3 会社 F12 漢字 Ctrl+F1 確定 ESC キャンセル

「1. 株主及び評価方式の判定」は、二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目を入力します。  
「議決権割合」等は、該当する項目及び修正等があった場合はチェックボックスを入力します。

## (5) 取引相場のない株式(出資)の評価明細書

### 1) 第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続)

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続) 会社名 株式会社 取引相場無

3. 会社の規模(Lの割合)の判定

項目	金額	項目	人数
直前期末の総資産価額 (帳簿価額)	1,652,170	直前期末以前1年間 における従業員数	12.1 人
直前期末以前1年間の取引金額	2,013,750	〔継続勤務従業員数〕 〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕	( 12 ) 人 + ( 13 ) 時間 1,800時間

① 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分  
100人以上の会社は、大会社 ②及び③は不要  
100人未満の会社は、②及び③により判定

② 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分

③ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分

総資産価額(帳簿価額)			従業員数	取引金額			会社規模とLの割合(中会社)の区分
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
14億円以上 20億円未満	7億円以上 10億円未満	7億円以上 10億円未満	50人超	50億円以上 80億円未満	12億円以上 20億円未満	14億円以上 20億円未満	0.90
7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満	30人超 50人以下	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満	0.75
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.50

取引相場のない株式(出資)の評価明細書

平成二十六年四月一日以降用

必要項目を入力すると「判定」を行います。

**評価方式変更**

法人税基本通達及び、所得税基本通達により評価する際に、納税義務者が「中心的な同族株主」に該当する場合に選択して下さい。

会社規模を「小会社」として判定する。

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC 取消

画面上部の「評価方式変更」ボタンにより、「小会社」判定とすることができます。



## II. 財産評価明細書の作成

### (5) 取引相場のない株式(出資)の評価明細書

#### 1) 第4表 類似業種比準価格等の計算明細書

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 1株当たりの資本金等の額の計算		直前期末の資本金等の額 ① 300,000 千円	直前期末の発行済株式数 ② 100,000 株	直前期末の自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 3,000 円	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(①÷50円) ⑤ 6,000,000 株
	2. 標準要素等の金額		直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額			標準要素1の会社・標準要素0の会社の判定要素の金額	
標準要素等の金額	事業年度	⑥ 左のうち非経常的な配当金額 (⑥-⑦)	⑧ 左のうち非経常的な配当金額 (⑧-⑨)	⑩ 年平均配当金額	⑪ 年平均配当金額	⑫ 又は (⑫+⑬)÷2	⑭ 又は (⑭+⑮)÷2
	直前期	30,000 千円	1,000 千円	29,000 千円	24,500 千円	⑯ 3 円	⑰ 30 円
	直前々期	20,000 千円		20,000 千円	20,000 千円	⑱ 4 円	⑲ 0 円
	直前々期の前期	20,000 千円		20,000 千円	20,000 千円	⑳ 4 円	㉑ 0 円
標準要素等の金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額		標準要素1の会社・標準要素0の会社の判定要素の金額		標準要素1の会社・標準要素0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	⑲ 法人税の課税所得金額	⑳ 非経常的な利益金額	㉑ 受配当等の不収入金額	㉒ 左の所得税額	㉓ 損金算入指した繰越控除金の控除額	㉔ ⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔
	直前期	58,332 千円	11,345 千円	1,334 千円	327 千円		47,994 千円
	直前々期	36,122 千円	2,319 千円	1,789 千円	431 千円		35,161 千円
標準要素等の金額	直前期末(直前々期末)の純資産価額		標準要素1の会社・標準要素0の会社の判定要素の金額		標準要素1の会社・標準要素0の会社の判定要素の金額		
	事業年度	㉕ 資本金等の額	㉖ 利益積立金額	㉗ 純資産価額	㉘ 又は (㉕+㉖)	㉙ 又は (㉕+㉖)÷2	㉚ 又は (㉕+㉖)÷2
	直前期	300,000 千円	88,744 千円	388,744 千円	388,744 千円	64 円	62 円
	直前々期	300,000 千円	75,841 千円	375,841 千円	375,841 千円	64 円	64 円
類似業種の	類似業種と業種目番号	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月
	1株(50円)当りの年配当金額	365 円	360 円	355 円			
	1株(50円)当りの年利益金額						
	1株(50円)当りの純資産価額						
類似業種の	類似業種と業種目番号	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月
	1株(50円)当りの年配当金額	4 円	35 円	50 円	41 円	255 円	
	1株(50円)当りの年利益金額						
	1株(50円)当りの純資産価額						
類似業種の	類似業種と業種目番号	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月	課税時期の属する月の前々月	課税時期の属する月の前月
	1株(50円)当りの年配当金額	0.11 円		0.14 円		0.25 円	
	1株(50円)当りの年利益金額						
	1株(50円)当りの純資産価額						

必要項目を入力すると「判定」を行います。  
 二重線で囲まれた箇所をクリックし、必要項目が入力、変更できます。

Point: 「数値」を入力する場合、「0」と「存在しない」を区分して入力してください。  
 ※存在しないは、「空欄」とします。

## (5) 取引相場のない株式(出資)の評価明細書

### 1) 第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

0011-01

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書 会社名 株式会社 取引相場無

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)							
資産の部			負債の部				
科目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	37,311	36,012		支払手形	389,021	389,021	
受取手形	347,820	357,821		買掛金	249,887	249,887	
売掛金	350,397	353,249		短期借入金	263,000	263,000	
たな卸資産	206,672	206,672		長期借入金	5,630	5,630	
建物	133,032	133,032		未納法人税	17,611	17,611	
器具及び備品	1,594	1,594		未納住民税	293	293	
土地	917,934	563,790		未納事業税	414	414	
				未納消費税	836	836	
				未納固定資産税	192	192	

(平成二十六年四月一日以降用)

必要項目をすべて手入力します。

Point: 画面下の「F6:挿入」「F7:削除」「F8:↑上へ」「F9:↓下へ」を活用すると効率よく入力が行えます。

合計	① 1,994,760	② 1,652,170	合計	③ 926,884	④ 926,884
株式及び出資の価額の合計額	⑤ 0	⑥ 0			
土地等の価額の合計額	⑦ 917,934				
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	⑧	⑨			
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算			3. 1株当たりの純資産価額の計算		
相続税評価額による純資産価額(①-③)	⑩ 1,067,876	千円	課税時期現在の純資産価額(相続税評価額)(⑤-⑥)	⑪ 930,840	千円
帳簿価額による純資産価額((②+⑧-⑨)-④、マイナスの場合は0)	⑫ 725,286	千円	課税時期現在の発行済株式数((第1表の1の①)-自己株式数)	⑬ 100,000	株
評価差額に相当する金額(⑩-⑫、マイナスの場合は0)	⑭ 342,590	千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額(相続税評価額)(⑩÷⑬)	⑯ 9,308	円
評価差額に対する法人税額等相当額(⑭×40%)	⑰ 137,036	千円	同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑮の割合)が60%以下の場合は(⑰×80%)	⑱	円

評価額は自動計算されます。

※「評価差額に対する法人税額等相当額」の「法人税率」は、基本情報「その他」タブから連動します。

### (6) 上場株式の評価明細書

上場株式の評価明細書

銘柄	取引所 等の名称	課税時期の 最終価格		最終価格の月平均額			評価額 (①の金額又は②から④ までのうち 最も低い金 額)	増資による権利落等の修 正計算その他の参考事項
		① 月日	② 価額	課税時期 の属する月	課税時期の 属する月の 前月	課税時期の 属する月の 前々月		
				③ 8月	④ 7月	⑤ 6月		
〇〇電気株	東1	8.1	円 950	円 930	円 945	円 960	円 930	
株〇〇銀行	東1	8.1	1,200	1,190	1,210	1,250	1,190	

上場株式の変更

財産コード: 0012 - 01  相続税へ連動する

銘柄:

所在地(相続):

取引所等の名称: 東1

課税時期の最終価格: 08月01日 950

月平均額 修正計算前

課税時期: 930 (  )

前月: 945 (  )

前々月: 960 (  )

評価額 (1株):  入力 930

参考事項:

数量: 2,000.00 株

評価額:  入力 1,860,000

財産コードを入力(確認)し、必要項目をすべて手入力します。  
 ※「数量」を忘れずに入力してください。

※気配相場のある株式、登録銘柄及び店頭管理銘柄及び  
 国税局長の指定する株式の明細書も当該入力方式と同じ  
 です。

## (7) 定期金に関する権利の評価明細書

### 定期金に関する権利の評価明細書

定期金又は契約の名称	さわやか年金プラン		
定期金の氏名又は名称	さわやか生命保険相互会社		
給付者住所又は所在地	東京都千代田区〇〇2丁目1番2号		
定期金に関する権利を取得した者	相続 太郎		
定期金給付契約に関する権利の取得年月日	平成26年 8月 1日		

(平成二十二年改訂法適用分)

1 定期金の給付事由が発生しているもの				
(1) 解約返戻金の金額	一時金の金額	③ の金額	評価額(①、②又は③のいずれか多い金額)	
① 4,765,000 円	② 4,790,000 円	③ 3,854,000 円	④ 4,790,000 円	
定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日 平成30年 7月20日				
⑤ 1年当たりの平均額	⑥ 予定利率	⑦ 給付期間の年数	⑧ 複利年金現価率	⑨ × ⑩ の金額
⑤ 1,000,000 円	⑥ 1.50 %	⑦ 4 年	⑧ 3.854	⑨ 3,854,000 円

(2) 無期定期金の計算				
⑪ 解約返戻金の金額	⑫ 一時金の金額	⑬ の金額	評価額(⑪、⑫又は⑬のいずれか多い金額)	
⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円	⑭ 円	
⑮ 1年当たりの平均額	⑯ 予定利率	⑰ ÷ ⑱ の金額		
⑮ 円	⑯ %	⑰ 円		

(3) 終身定期金の計算				
⑲ 解約返戻金の金額	⑳ 一時金の金額	㉑ の金額	評価額(⑲、⑳又は㉑のいずれか多い金額)	
⑲ 円	⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円	
㉓ 定期金給付契約の目的とされた者の生年月日及び性別 (男・女)				
㉔ 1年当たりの平均額	㉕ 予定利率	㉖ 余命年数	㉗ 複利年金現価率	㉘ × ㉙ の金額
㉔ 円	㉕ %	㉖ 年	㉗	㉘ 円

「複利年間現価率」は、基本情報「その他」タブで登録された「複利率」を元に計算します。

定期金又は解約の名称、種類を入力、選択します。

「権利の取得年月日」は、基本情報によらずここで入力します。

### (8) 定期預金・貸付信託等の評価明細書

定期預金・貸付信託等の評価明細書

金融機関等名	種類 記号番号	預入日 (設定日) 満期日 (償還日)	①	②	③	④	⑤		⑦		⑧
			元本額	利率	経過日数	既経過 利子の額 (①×②×③ 365)	税金相当額 税率 (④× 100)	買取手数料 割引料 (①×⑥ 10,000)	⑧	⑧	⑧
〇〇信託銀行	貸付信託 AAW74629	21. 4. 5	円	%	日	円	%	円	円	円	円
		26. 4. 4	35,000,000	1.120	1,944	2,087,802	20.000	417,560			0
東京〇〇	定期預金 AZ0034239	17. 2. 14									
		27. 2. 13	10,000,000	1.250	3,455	1,183,219	20.000	238,643			
〇〇銀行	定期預金 WS74293	16.12. 4									
		26.12. 3	15,000,000	0.850	3,527	1,292,034	20.000	248,406			

定期預金・貸付信託等の変更

財産コード: 0017 - 03  相続税へ連動する

金融機関等名:  参照

区分:  種類:  参照

記号番号: AAW74629

預入日: 平成 21 年 04 月 05 日

満期日: 平成 26 年 04 月 04 日

元本額: 35,000,000

中間払額:

利率: 1.120 %

経過日数:  入力 1,944 日 既経過利子の額:  入力 2,087,802

税率: 20.000 % 税金相当額:  入力 417,560

割引料:  買取手数料:  入力 0

評価額:  入力 36,670,242

F1 ヘルプ  
F3 参照  
F6 項目複写  
F12 漢字  
Ctrl+Enter 確定  
ESC キャンセル

財産コードを入力(確認)し、必要項目を手入力します。  
※既経過利子の額、税金相当額及び買取手数料は自動計算します。

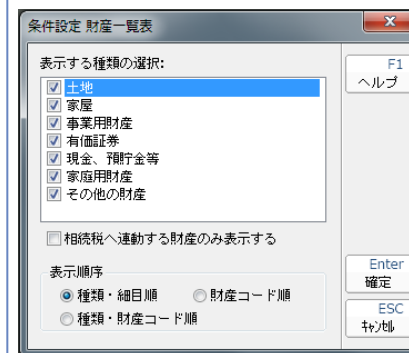
## Ⅱ. 財産評価明細書の作成

### (9) 財産一覧表

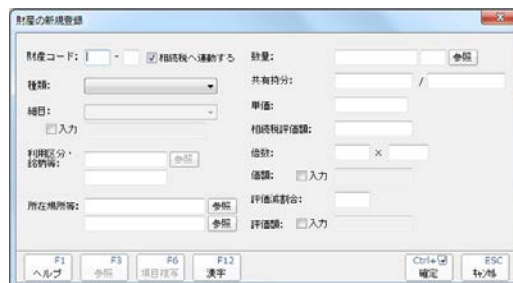
財産一覧表

財産コード	種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	数量	単価	固定資産税評価額	倍数	評価額
0003 01 ※	土地	田	市街地農地	八王子市○○-15	500.0000 m <sup>2</sup>	107,910.00			53,955,000
0003 01 ※	土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区○○	680.0000 m <sup>2</sup>	270,048.00			150,578,764
0004 01 ※	土地	宅地	自用地	(間口)世田谷区○○	700.0000 m <sup>2</sup>	190,120.00			133,084,000
0005 01 ※	土地	宅地	自用地	(不整形)世田谷区○○	650.0000 m <sup>2</sup>	204,820.00			133,133,000
0007 01 ※	土地	宅地	自用地	(その他入力欄)世田谷区○○	500.0000 m <sup>2</sup>	109,852.00			1,806,305
0007 02 ※	土地	定期借地権	定期借地権	新宿区○○	200.0000 m <sup>2</sup>	200,000.00			7,047,265
0007 03 ※	土地	定借権の底地	定借権の底地	世田谷区○○	200.0000 m <sup>2</sup>	200,000.00			26,831,624
0009 01 ※	土地	宅地	自用地	世田谷区○○300番地 土地信託	1.9997 545.0000 m <sup>2</sup>	2,999.00	3,250,000	1.00	1,640,046
0010 01 ※	土地	宅地	自用地	世田谷区○○780番地	500.0000 m <sup>2</sup>		3,500,000	1.00	3,500,000
2000 01 ※	土地	宅地	自用地	△△-××	1.9997 104.0000 m <sup>2</sup>	1,999.00			11,284,000
計									522,860,004
0021 03 ※	事業用財産	機械	機械装置 ○○工業製	金剛製品製造設備 ○○市○○工場					7,786,760
計									7,786,760
0011 01 ※	有価証券	特定同族株式(その他)	株式会社 取引相場無	東京都江東区○○ 1丁目1番1号	420.0000 株	2,088.00			876,960
0011 02 ※	有価証券	特定同族株式(その他)	株式会社 ○○不動産	東京都江東区○○ 2丁目2番2号	1,000.0000 株	432,446.00			432,446,000
0012 01 ※	有価証券	その他の株式	○○電気株		2,000.0000 株	930.00			1,860,000
0012 02 ※	有価証券	その他の株式	●○○銀行		5,000.0000 株	1,190.00			5,950,000
0013 01 ※	有価証券	その他の株式	○○石油株		8,000.0000 株	855.00			6,840,000
0013 02 ※	有価証券	その他の株式	●○○		10,000.0000 株	340.00			3,400,000
0014 01 ※	有価証券	その他の株式	●○○建設		120,000.0000 株	290.00			34,800,000

各種評価明細書で作成された明細行には、「財産コード」欄に「※」が付きます。  
※当該行の修正・確認には、「F11:評価明細」を選択します。



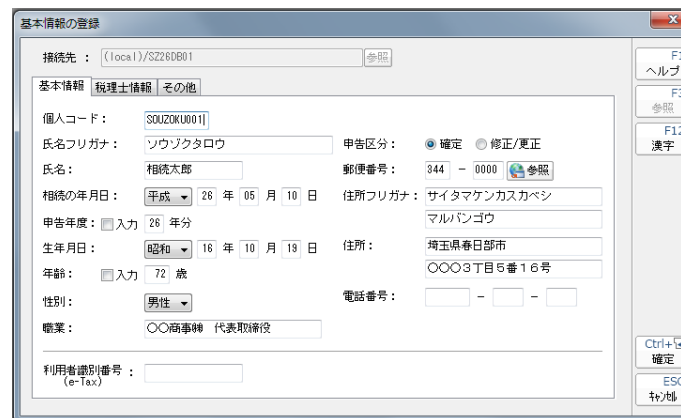
画面上部の「条件設定」で表示順等を変更できます。



評価明細書が無い財産は、ここで登録します。

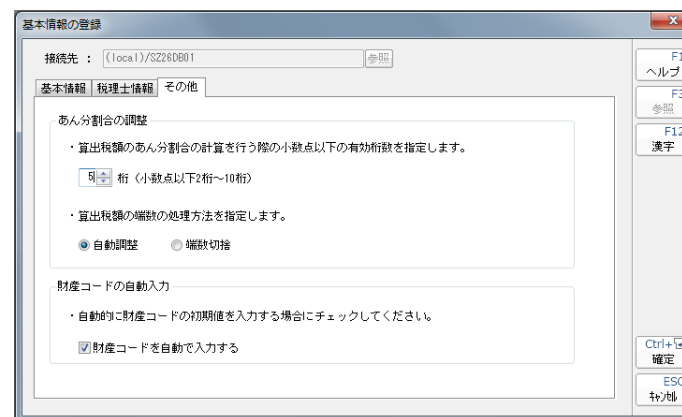
【例】死亡保険金、死亡を事由とした退職金等  
Point: 当該財産は「相続税へ連動する」のチェックを外します。

## (1) 基本情報の登録



・個人コードは、まず達人Cube 顧問先管理に登録し、「業務データの新規作成」で作成します。  
 ・「相続の年月日」は任意の日付を入力します。  
 ※シミュレーションの場合は、仮の年月日を設定します。

- ・あん分割合の調整  
 「各人の算出税額」の計算の際、計算上のあん分割合の有効桁数を設定します。
- ・算出税額の端数の処理方法を指定します。  
 通常は自動調整が選択されています。
- ・財産コードの自動入力  
 相続税の申告書(第11表)に相続財産を直接入力する場合に有効となります。



## (2) 相続人情報の登録

**相続人の変更**

相続人コード: 011

フリガナ: ソウゾク ハナコ

氏名: 相続 花子

生年月日: 昭和 23 年 09 月 17 日

年齢:  入力 65 歳

郵便番号: - 参照

住所: 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 履歴

電話番号: 0000 - 000 - 0000

職業: なし

続柄: 妻 参照

性別: 女性

取得原因:  相続  遺贈  相続時精算課税

法定相続人: 該当する

法定相続分: 1 / 2

民法上の相続割合:  入力 1 / 2

相続放棄: しない

農業相続人: 該当しない

経営承継人: 該当しない

林業経営相続人: 該当しない

2割加算の適用: 該当しない

配偶者控除の適用: 受ける

延納申請: しない

物納申請: しない

Buttons: F1 ヘルプ, F3 参照, F6 履歴, F12 漢字, Ctrl+D 確定, ESC キャンセル

※すべての相続人について登録します。

### 【各項目の説明】

- ・取得原因: 複数選択可。
- ・法定相続人: 相続財産を取得する、しないに関わらず入力します。
- ・法定相続分: 入力します。
- ・相続放棄: 該当の有無を選択します。
- ・農業相続人: 該当の有無を選択します。  
※申告書第3表、第3表・第8表2、第12表等に連動します。
- ・経営承継人: 該当の有無を選択します。  
※申告書第8の2表、第8の2表の付表1、第8の2表の付表2、第8の2表の付表3等に連動します。
- ・林業経営相続人: 該当の有無を選択します。  
※申告書第8の3表、第8の3表の付表等に連動します。
- ・2割加算の適用: 該当の有無を選択します。
- ・配偶者控除の適用: 該当の有無を選択します。  
申告書第5表、第5表の付表に連動します。
- ・延納申請: 該当の有無を選択します。  
※延納申請書が作成されます。
- ・物納申請: 該当の有無を選択します。  
※物納申請書が作成されます。



## (3) 相続税申告書の作成

### 1) 財産評価の達人からのデータインポート 第11表 相続税がかかる財産の明細書

※連動コンポーネントは、達人Cube「アップデート」からダウンロードします。

条件設定(インポート)

インポート先の指定  
 相続税申告書  贈与税申告書 (登録名: )

インポート方法の選択  
 新規インポート (申告書の財産情報すべてを削除してから、選択された財産を取り込みます。)  
 再インポート (申告書の財産情報を残した状態で、選択された財産を取り込みます。)  
 財産一覧 (得意のものすべてに相続税申告書に存在します。選択された場合は上書きされます。)  
 財産一覧 (得意のものに相続税申告書には存在しないため、選択された場合は追加されます。)

【財産一覧】

コード	種別	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等
<input checked="" type="checkbox"/> 0000-01	土地	田	市街地農地	八王子市〇〇1-15
<input checked="" type="checkbox"/> 0000-01	土地	田	市街地農地	(三路)世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 0004-01	土地	宅地	家業建付地	(三路)世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 0005-01	土地	宅地	自用	(千歳形)世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 0007-01	土地	宅地	自用	(その他入力例)世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 0007-03	土地	定着種の原	定着種の原	世田谷区〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 0008-01	土地	宅地	自用	世田谷区〇〇000番地
<input checked="" type="checkbox"/> 0010-01	土地	宅地	自用	世田谷区〇〇000番地
<input checked="" type="checkbox"/> 0021-03	事業用	機械	機械	金沢製鉄所建設〇〇市〇〇工場
<input checked="" type="checkbox"/> 0011-01	船舶	船舶	船舶	東京都工区〇〇1目1番1号

### 相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 相続太郎

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区分	分割の日			明細			分割が確定した財産			
		1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	種類	細目	数量	単価	取得した人の氏名	取得財産の価額	
					種類	細目	数量	単価	取得した人の氏名	取得財産の価額	
					土地	田	市街地農地	八王子市〇〇1-15	600.0000	107,910.00	53,955,000
					(小計)				( 53,955,000 )		
					土地	宅地	家業建付地	(三路)世田谷区〇〇	600.0000	270,048.00	150,578,784
					土地	宅地	自用	(開口)世田谷区〇〇	700.0000	190,120.00	133,084,000
					土地	宅地	自用	(千歳形)世田谷区〇〇	690.0000	204,820.00	133,133,000
					土地	宅地	自用	(その他入力例)世田谷区〇〇	500.0000	100,852.00	1,806,305
					土地	定着種の原	定着種の原	世田谷区〇〇	200.0000	200,000.00	28,931,624
					土地	宅地	自用	世田谷区〇〇000番地	645.0000		1,640,046
					土地	宅地	自用	世田谷区〇〇700番地	3,250,000	1	3,500,000
					(小計)				( 450,578,739 )		
					(計)				(( 504,528,739 ))		
事業用財産	機械	機械	金沢製鉄所建設	〇〇市〇〇工場						7,300,700	

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の表に記載します。

取り込まれた財産データは、種類毎に表示されます。

- ・メインメニューから「データのインポート」を選択します。
- ・「条件設定(インポート)」では、財産評価の達人で登録した財産のうち取り込むデータを選択します。
- ※財産に追加等があった場合は、「再インポート」を選択します。
- ※死亡保険金、死亡を事由とした退職金等は申告書第9表、第10表から連動しますので、取込財産から外します。





## (3) 相続税申告書の作成

### 3) 第9表 生命保険金など、第10表 退職手当金など の作成

生命保険金などの明細書					被相続人	相続太郎
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。						
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名		
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(株)	26-07-10	29,629,483	相続 一郎		
"	"	26-07-10	5,000,000	相続 一郎		
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(株)	26-07-12	10,000,000	相続 一郎		
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(株)	26-08-07	20,000,000	相続 幸子		
中央区〇〇2丁目×番	■〇〇生命保険	26-09-04	10,768,125	相続 幸子		
〔注〕1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)(が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となります。)						

退職手当金などの明細書					被相続人	相続太郎
2 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。						
勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名	
東京都〇〇1丁目3番5号	〇〇商事社	26-07-10	退職金	40,000,000	相続 花子	
"	"	26-07-10	功労金	5,000,000	相続 花子	
〔注〕1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)(が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となります。その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「備考」の欄に転記します。						
2 課税される金額の計算 この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金を受け取った場合に、記入します。						
退職手当金などの非課税限度額	(第2表の④の法定相続人の数) 3人により計算した金額を右の⑤に記入します。)				⑤	15,000,000

相続税がかかる財産の明細書										被相続人	相続太郎
(相続時精算課税適用財産を除きます。)											
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。											
遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割						
		分割の日									
財産の明細							分割が確定した財産				
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額			
(計)						円		円			
家庭用財産			東京都〇〇〇〇5丁目5番15号			円		円			
	家財等一式					81,158,343					
(計)						円		円			
その他の財産	生命保険金等					円	相続 一郎	円			
						35,750,657		35,750,657			
その他の財産	生命保険金等					円	相続 幸子	円			
						24,646,951		24,646,951			
(小計)						円		円			
						60,397,608					
その他の財産	退職手当金等					円	相続 花子	円			
						30,000,000		30,000,000			
(小計)						円		円			
						30,000,000					
その他の財産	立本	65年生	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	3,000	1,011,000.00	0.8500	相続 一郎	円			
						2,578,050		2,578,050			
(小計)						円		円			
						2,578,050					

第11表 (平成21年4月分以降用)

・第9表、第10表に入力された結果を自動転記します。

・背景が「白」の箇所を手入力します。  
 ・それぞれの行に「受取人の氏名」を選択入力します。  
 ※同一の保険金・退職金を複数の相続人で受け取る場合には、受取金額に応じて複数行作成します。  
 ※非課税限度額は自動計算します。

## (3) 相続税申告書の作成

### 4) 小規模宅地等の特例など ①

**特例適用選択**

**相続税がかかる財産の明細書**  
(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 相続太郎

第11表 (平成21年4月分以降用)

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区分		
	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
遺産の明細	分割の日		

遺産の明細				分割が確定した財産			
種類	細目	利用区分、 経路等	所在場所等	数量 単価	価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
土地	宅地	自用 (居住用)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	150.0000 ㎡ (11・11の2表の 付表2の1のとおり)	400,000.00 円	相続太郎	12,000,000 円 (持分1/1)
土地	宅地	貸家建付地	春日部市〇〇〇	150.0000 ㎡	318,000.00 円		12,000,000 円 (持分1/2)

**財産の変更**

財産の明細 取得した人

財産コード: 00011 -

種類: 土地

細目: 宅地

〈表示用:  入力 宅地〉

利用区分、銘柄等: 自用  参照  
〈居住用〉

所在場所等: 春日部市〇〇〇  履歴  
3丁目5番16号

数量: 150.0000 ㎡  参照

共有持分:  /

単価: 400,000.00

固定資産税評価額:

倍数:  ×

価額:  入力 60,000,000

権利割合:

評価額:  入力 60,000,000

備考:

〈表示位置:  表示しない〉

小規模宅地等の特例  
一の宅地等を2人以上の相続人等が取得している場合又は貸家建付地の「賃貸割合」が「1」でない場合に下記の項目を選択してください。  
 「第11・11の2表の付表2の8」を作成します。

相続開始直前利用区分: E(居住用)  参照

**特例適用選択**

「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産について適用する特例を選択してください。  
※いずれの特例を選択している場合も、「第11・11の2表の付表1」は作成されます。

小規模宅地等の特例  
(「第11・11の2表の付表2の1」、「第11・11の2表の付表2の2」を作成します。)

特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林についての特例  
(「第11・11の2表の付表4」を作成します。)

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC キャンセル

小規模宅地の特例等を受ける場合は、まず画面上の「特例適用選択」で特例の種類を選択します。  
※必要な帳票が生成されます。

**相続開始直前利用区分**

相続開始の直前における宅地等の利用区分

A(事業用) 被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)

B(特定同族会社) 特定同族会社の事業(貸付事業を除く。)の用に供されていた宅地等

C(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に既に能率的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)

D(貸付事業用) 被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)

E(居住用) 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等

F(A～E以外) AからEの宅地等に該当しない宅地等

Enter 確定      ESC キャンセル

該当する小規模宅地の利用形態において付表を作成する場合には、「第11・11の2表の付表2の3」を作成します。」にチェックを入れます。  
さらに、「相続開始直前利用区分」を選択します。  
※一つの物件で複数の利用形態がある場合には、第11表の資産の登録において、その利用形態に応じ分割して入力しておきます。

・小規模宅地等の特例を計算するには第11表の該当資産を開き、「小規模宅地等の特例」チェックボックスをチェックします。  
※小規模宅地等の特例を選択した資産は、「取得した人」の情報が削除されます。



## (3) 相続税申告書の作成

### 4) 小規模宅地等の特例など ②

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1) F D 3 5 4 3

被相続人 相続太郎

1 小規模宅地等の明細	第11・11の2表の付表	
この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。		
① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ⑥のうち特例の対象として選択した宅地等の面積	
② 所在地番	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額	
③ 取得者の持分に応ずる面積	⑧ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)	
④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額		
1 ① 相続 一郎	⑤ 150.00000000 m <sup>2</sup>	
② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 48,000,000 円	
③ 150.00000000 m <sup>2</sup>	⑦ 12,000,000 円	
④ 60,000,000 円		
2 ① 相続 花子	⑤ 37.50000000 m <sup>2</sup>	
② 春日部市(Y)〇〇3丁目5番16号	⑥ 5,925,000 円	

小規模宅地等の設定

所在地番: 春日部市〇〇〇3丁目5番16号  
相続開始直前利用区分: E(居住用)

取得者の氏名	分割割合	面積(m <sup>2</sup> ) 宅地等の価額	小規模宅地等の種類	選択した面積(m <sup>2</sup> ) 減額される金額	算入する価額
相続 一郎	1	150.000000 設定	①特定居住用	150.00000000	12,000,000
<input checked="" type="checkbox"/> 適用を受ける	1	60,000,000	設定	48,000,000	
<input type="checkbox"/> 適用を受ける			設定		
<input type="checkbox"/> 適用を受ける			設定		
未分割財産		0.000000			
合計		150,000,000		150,000,000	12,000,000
		60,000,000		48,000,000	

F1 ヘルプ F6 設定 F9 限度面積 Ctrl+確定 ESC キャンセル

小規模宅地等の種類

取得者の氏名: 相続 一郎 ⑤面積: 150.000000m<sup>2</sup>  
⑥宅地等の価額: 48,000,000円

区分	小規模宅地等の種類	相続開始直前の事業	割合	小規模宅地等の面積(m <sup>2</sup> )	減額される金額
事業用宅地等	<input type="checkbox"/> 特定事業用宅地等		80	<input type="checkbox"/> 入力	
居住用宅地等	<input type="checkbox"/> 特定居住用宅地等		100	<input type="checkbox"/> 入力	
貸付事業用宅地等	<input type="checkbox"/> 貸付事業用宅地等		50	<input type="checkbox"/> 入力	
地籍簿に未登録の宅地等	<input checked="" type="checkbox"/> 特定居住用宅地等		80	<input type="checkbox"/> 入力	150,000,000
			100	<input type="checkbox"/> 入力	48,000,000

Ctrl+確定 ESC キャンセル

小規模宅地等の種類を「設定」から選択します。

【新機能】

限度面積要件の確認

【課税面積要件の確認】

【特定事業用宅地等】 75,000,000 m<sup>2</sup> + 【特定居住用宅地等】 150,000,000 m<sup>2</sup> × 5/3 + 【貸付事業用宅地等】 37,500,000 m<sup>2</sup> × 2 = 400,000,000 m<sup>2</sup> ≤ 400 m<sup>2</sup>

【特例適用面積】

特例適用面積 (400 m<sup>2</sup> - 【合計】) 残り 0.00000000 m<sup>2</sup>

特例適用面積 (【特定事業用宅地等】を適用する場合) 残り 0.00000000 m<sup>2</sup>

特例適用面積 (【特定居住用宅地等】を適用する場合) 残り 0.00000000 m<sup>2</sup>

特例適用面積 (【貸付事業用宅地等】を適用する場合) 残り 0.00000000 m<sup>2</sup>

F1 ヘルプ Enter 閉じる

小規模宅地等の資産の登録をしながら、「F9: 限度面積」ボタンでと特例の限度計算結果を確認することができます。

- ・小規模宅地等の特例が選択された資産が表示されます。
  - ・ダイアログボックスを開き、①取得者の氏名を選択します。
- ※この分割の情報が第11表に転記されます。

## (3) 相続税申告書の作成

### 4) 小規模宅地等の特例など ③

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人		相続太郎
この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続財産譲渡に係る標準により財産を取得した人が、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。		
1 特例の適用にあたっての同意 (注) 「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。		
私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の①から③までの明細において選択した財産の全てが、相続特別措置法第68条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧相続特別措置法第68条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が相続税特別措置法第68条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧相続特別措置法第68条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。		
特例の適用を受ける財産の明細 (注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲ってください。		特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名
① 小規模宅地等の明細		相続 花子
② 特定計画山林の特例の対象となる財産		相続 幸子
③ 特定事業用資産の特例の対象となる財産		相続 一郎

取得者一覧

コード	氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 01	相続 花子
<input checked="" type="checkbox"/> 02	相続 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 03	相続 幸子

・特例の適用にあたっての同意について、取得者全員の氏名にチェックを入れます。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その3)

被相続人		相続太郎
この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一宅地等(注)が、次のいずれかに該当する場合に一宅地等ごとに作成します。 1 相続又は遺贈により一宅地等(注)以上の相続又は受遺者が取得している場合 2 一宅地等の全部又は一部が、賃貸建付地である場合において、賃貸建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合 (注) 一宅地等とは、一棟の建物又は建築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。		
1 一宅地等の所在地、面積及び評価額 一宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び「評価額」の運用における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一宅地等が特分である場合には、特分に応ずる面積を記入してください。 (2) 上記に該当する場合には、①欄については、①欄の面積を敷地に自用して評価した金額を記入してください。		
宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目番16号	①宅地等の面積 300.0000 ㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積(㎡) 評価額(円)
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(注) (B、C及びDに該当するものを除きます。)	◎
B	①のうち特定同居会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	◎ 150.0000 ◎ 47,400,000
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(相続開始の特例において相続開始の用に供されていると認められる部分の敷地)	◎ ◎
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等(Cに該当する部分以外の部分の敷地)	◎ ◎
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	◎ 150.0000 ◎ 60,000,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	◎ ◎

2 一宅地等の取得者ごとの面積及び評価額  
上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、(1)「特分割合」欄は、宅地等の取得者が相続開始直前に、記入します。  
(2)「1」特分に応じた宅地等)は、上記のAからFまでの算した「面積」及び「評価額」を記入します。  
(3)「2」居住の宅地等以外の取得者特例「小規模宅地等」は、一宅地等を選択する部分のみを記入します。なお、一宅地等の場合は、地等として選択する部分の「面積」及び「評価額」を、(注)「居住の宅地等以外の取得者特例「小規模宅地等」」に記入し、一宅地等の特例の対象とならない宅地等(1-2)には、「1」に入れた以外の宅地等について記入します。この欄に記入

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

被相続人		相続太郎
3 「③ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の「取得者特例」欄)を満たすもの限り、(注)「1」の「③ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額を、次により計算します。 第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。		
区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号
被相続人等	①特定事業用宅地等	②特例の適用を受ける取得者の氏名
	③特定同居会社事業用宅地等	④その宅地等における相続開始の直前の事業
宅地等	①小規模宅地等の面積	②特例の適用を受ける取得者の氏名
	③小規模宅地等についての減額される金額(④×⑤)	④その宅地等における相続開始の直前の事業
宅地等の取得者(氏名)	相続 花子	⑤小規模宅地等について減額される金額(⑥×⑦)
1 特分に応じた宅地等	面積(㎡)	評価額(円)
2 特分に応じた宅地等	面積(㎡)	評価額(円)

・第11・11の2表の付表2の2及び第11・11の2表の付表2の3は自動作成されます。





## (3) 相続税申告書の作成

### 4) 小規模宅地等の特例など ⑤ (特定計画山林)

**特例適用選択**

「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産について適用する特例を選択してください。  
※いずれの特例を選択している場合も、「第11・11の2表の付表1」は作成されます。

特定受贈同族会社株式会社等である特定事業用資産についての特例  
(第11・11の2表の付表3)を作成します。)

特定(受贈)森林経営計画対象山林である特定計画山林についての特例  
(第11・11の2表の付表4)を作成します。)

F1 ヘルプ Enter 確定 ESC 特記

- ・第11表の2表 上部の「特例適用選択」ボタンをクリックします。
- ・第11・11の2表の付表4が生成されます。

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

特例の適用を受ける取得者の氏名	森林経営計画の認定年月日(認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	面積	①	②	③	④	⑤
相続 一郎	20・03・01 (ADPT020301)	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番〇	上地等	30,000㎡	3,617,100円	632,992円	31,645円	3,585,451円	3,585,451円
合計			立木 土地等	30,000㎡	3,617,100円	632,992円	31,645円	3,585,451円	3,585,451円

③ 特定計画山林の特例の対象とこの欄は、「小規模宅地等の特例」、「場合」に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を? ①

(2) 特定事業用資産の特例の対象? ②

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式会社等に係る各法人の様式(出資)の時価総額の半に相当する金額の合計額	特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の課税限度額	⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(④)の金額)	特例適用残価額(④-⑤)
2,500,000円	937,500円	500,000円	437,500円

(注) 1 ①欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。  
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には0の金額を記載します。  
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

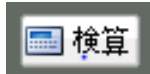
特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額	⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の(A+B)の金額)
3,617,100円	632,992円	632,992円

(注) 1 ①欄が0となる場合又は②欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。  
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、④欄の特例適用残価額が生じたときの⑤欄は、「(④× $\frac{A}{B}$ )」により計算します。  
3 特定受贈同族会社株式会社等について特定事業用資産の特例を適用した場合(併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含む。)において、④欄の特例適用残価額が生じたときの⑤欄は、「(④× $\frac{A}{B}$ )」により計算します。

- ・第11・11の2表の付表4の計算結果を第11・11の2表の付表1に自動転記します。

## (3) 相続税申告書の作成

### 4) 小規模宅地等の特例など ⑥



**検算**

F1  
ヘルプ

【小規模宅地等】		
①限度面積	②特例の適用を受ける面積	③差引(①-②)
400 m <sup>2</sup>	250.00000000 m <sup>2</sup>	150.00000000 m <sup>2</sup>

【特定受贈同族会社(株式等)】		
①調整限度額(株式等)	②特例の適用を受ける価額	③差引(①-②)
937,500 円	500,000 円	437,500 円

【特定(受贈)森林経営計画対象山林】		
①調整限度額(山林)	②特例の適用を受ける価額	③差引(①-②)
632,992 円	632,992 円	0 円

コメント  
特例の設定内容に特に問題はありません。

Enter  
閉じる

・各ページに「検算」ボタンが配置されています。  
※小規模宅地等の特例計算について確認しながら入力が可能です。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1) F D 3 5 4 3

		被相続人	相続太郎
1 小規模宅地等の明細 この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。			
選	宅地等の番号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ④のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑤)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
	1	① 相続 一郎	⑤ 150.00000000
		② 春日部市○○○3丁目5番16号	⑥ 48,000,000
			⑦ F D 3 5 4 4

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

		被相続人	相続太郎
3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算 第11-11の2表の付表2の「① 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。 第11-11の2表の付表2の「① 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。			
区分	小規模宅地等の種類	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名 ④ その宅地等における相続開始の直前の用途	① 小規模宅地等の面積 ② 小規模宅地等の価額(④×⑤) ③ 小規模宅地等について減額される金額(④×⑥)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その3)

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一宅地等(注)が、次のいずれかに該当する場合に一宅地等ごとに作成します。  
1 相続又は遺贈により一宅地等2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合  
2 一の宅地等の全部又は一部が、買家建付地である場合において、買家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合  
(注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

		被相続人	相続太郎
1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額 一の宅地等について、宅地等の所在地、「面積」及び「評価額」の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が特例である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑥欄の面積を基に自用地上として評価した金額を記入してください。			
宅地等の所在地	春日部市○○○3丁目5番16号	①宅地等の面積	150.0000 m <sup>2</sup>
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積 (m <sup>2</sup> )	評価額 (円)
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	③	⑧
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時にあって継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑧
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑧
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 150.0000	⑧ 60,000,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧
2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。 (2) 「1」持分に応じた宅地等は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあみ分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 (3) 「2」持分の宅地等のうち選択特例対象宅地等は、「1」持分に応じた宅地等に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分の「面積」及び「評価額」を上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 (4) 「3」特例の対象とならない宅地等(1-2)には、「1」持分に応じた宅地等のうち「2」左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に記載します。			
宅地等の取得者氏名	相続 一郎	⑧持分割合	1 / 1

第11-11の2表の付表2の1 (平成22)

第11-11の2表の付表2の2 (平成22)

第11-11の2表の付表2の3 (平成22年4月分以降用)

## (3) 相続税申告書の作成

### 5) 第13表 債務葬式費用等

債務及び葬式費用の明細書							被相続人	相続太郎
1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)								
種類	細目	債権者			金額	負担することが確定した債務		
		氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限		負担する人の氏名	負担する金額	
租税公課	26年度分 固定資産税	春日部市役所		26・01・01	345,900 <sup>円</sup>	相続 一郎	345,900 <sup>円</sup>	
"	"	文京葬儀事務所		26・01・01	250,800	相続 一郎	250,800	
"	"	〇〇町役場		26・01・01	4,800	相続 一郎	4,800	
"	26年度分所得税 (確定申告)	春日部税務署			310,800	相続 一郎	310,800	
"	26年度分 住民税	春日部市役所			510,700	相続 一郎	510,700	
銀行借入	証券借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号		22			
合 計					24			
2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用に び金額を記入します。)								
葬式費用の明細				支払年月日	金額			
氏名又は名称	支払先	住所又は所在地						
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		26・05・14	1,500,000 <sup>円</sup>				
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		26・05・14	150,600				
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		26・05・14	100,900				
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		26・05・14	20,300				

第13表 (平成21年4月分以降用)

必要項目をすべて手入力します。  
 負担する人の氏名を相続人一覧から選択します。  
 ※同一の債務等を複数の相続人で負担する場合には、負担金額に応じて複数行作成します。

Point: 画面下の「F6:挿入」「F7:削除」  
 「F8:↑上へ」「F9:↓下へ」を活用すると効率よく入力が行えます。

相続人一覧

コード	氏名
	選択なし
01	相続 花子
02	相続 一郎
03	相続 幸子

Enter  
確定

ESC  
キャンセル

## (3) 相続税申告書の作成

### 6) 第14表 相続開始前3年以内の贈与財産等

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細書  
この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。

被相続人		相続太郎								
1	相続 花子	28-01-10	土地	所有権00 行番16号	50.0	円	20,000,000	円	20,000,000	円
2	相続 花子	28-08-01	現金預貯金	現金	#		1,000,000	円	1,000,000	円
3	相続 花子	24-08-01	現金預貯金	現金	#		2,000,000	円	2,000,000	円
4										
贈与を受けた人ごとの合計		氏名 (各人の合計)	相続 花子	相続 花子			円	円	円	円
合計		④金額	3,000,000	1,000,000	2,000,000					

上記①の欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) (受贈財産の番号)

私 相続 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。  
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその他の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額」欄及び第15表の必欄それぞれ記載します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細書  
この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がわからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細  
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は相続特別措置法施行令第40条の9第1項に規定する法人に対して寄附(相続特別措置法施行令第40条の9第2項第1号)消償第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧相続特別措置法施行令第40条の9第1項第2号及び第9号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、相続特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

(2) 相続特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、相続特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項)に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、相続特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地、名称	寄附(支出)した公益法人等の定款及び名称	寄附(支出)した相続人の氏名
28-10-01	現金預貯金	現金	所有権00 行番16号		円	日本赤十字社		相続 花子
					2,000,000			
合計					2,000,000			

(注) この特例の適用を受ける場合には、期票内申告書に一定の覚書き、証明書等の添付が必要です。

第14表 (資4-20-15-A4統一)

必要項目をすべて手入力します。  
贈与を受けた人の氏名を相続人一覧から選択します。  
行数が多い場合は、「ページ追加」を行います。

Point: 画面下の「F6:挿入」「F7:削除」「F8:↑上へ」「F9:↓下へ」を活用すると効率よく入力が行えます。

適用条項

相続特別措置法第70条第1項の規定の適用

相続特別措置法第70条第3項の規定の適用

相続特別措置法第70条第10項の規定の適用

Enter 確定      ESC キャンセル

「適用条項」を選択してください。

## (3) 相続税申告書の作成

### 7) 第15表 相続財産の種類別価額表

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。) F D 3 5 3 5

種別	整理番号	各人の合計					被相続人				
		被相続人					相続人				
田	①										
畑	②										
宅地	③	1	7	2	8	7	1	0	0	0	0
山林	④	3	5	8	5	4	5	1			
その他の土地	⑤										
計	⑥	1	7	6	4	5	8	4	5	1	
⑦のうち通常課税	⑦										
⑦のうち特別課税	⑧										
家屋	⑨	2	4	2	7	5	9	5	0		
事業用財産	⑩										
株式	⑪										
債権及び社債	⑫	6	5	9	0	7	0				
証券	⑬	1	1	3	6	2	8	4	0		
現金、預貯金等	⑭	8	1	1	5	8	3	4	3		
生命保険金等	⑮	6	0	3	9	7	6	0	8		
退職手当金等	⑯	3	0	0	0	0	0				
立木	⑰	2	5	7	8	0	5	0			
代償の財産	⑱	1	2	5	2	2	6	3	5	8	
計	⑲	5	2	3	2	4	5	5	0	2	
相続税計算課税適用財産の価額	⑳	2	4	6	2	6	0	3	5		
不動産等の価額	㉑	2	7	2	3	6	0	4	5	1	
債権等の価額の10%の額	㉒										
債権等の価額の10%の額	㉓										
債権等の価額の10%の額	㉔										
債権等の価額の10%の額	㉕										
債権等の価額の10%の額	㉖										
債権等の価額の10%の額	㉗										
債権等の価額の10%の額	㉘										
債権等の価額の10%の額	㉙										
債権等の価額の10%の額	㉚										
債権等の価額の10%の額	㉛										
債権等の価額の10%の額	㉜										
債権等の価額の10%の額	㉝										
債権等の価額の10%の額	㉞										
債権等の価額の10%の額	㉟										
債権等の価額の10%の額	㊱										
債権等の価額の10%の額	㊲										
債権等の価額の10%の額	㊳										
債権等の価額の10%の額	㊴										
債権等の価額の10%の額	㊵										
債権等の価額の10%の額	㊶										
債権等の価額の10%の額	㊷										
債権等の価額の10%の額	㊸										
債権等の価額の10%の額	㊹										
債権等の価額の10%の額	㊺										
債権等の価額の10%の額	㊻										
債権等の価額の10%の額	㊼										
債権等の価額の10%の額	㊽										
債権等の価額の10%の額	㊾										
債権等の価額の10%の額	㊿										
債権等の価額の10%の額	㉀										
債権等の価額の10%の額	㉁										
債権等の価額の10%の額	㉂										
債権等の価額の10%の額	㉃										
債権等の価額の10%の額	㉄										
債権等の価額の10%の額	㉅										
債権等の価額の10%の額	㉆										
債権等の価額の10%の額	㉇										
債権等の価額の10%の額	㉈										
債権等の価額の10%の額	㉉										
債権等の価額の10%の額	㊰										
債権等の価額の10%の額	㊱										
債権等の価額の10%の額	㊲										
債権等の価額の10%の額	㊳										
債権等の価額の10%の額	㊴										
債権等の価額の10%の額	㊵										
債権等の価額の10%の額	㊶										
債権等の価額の10%の額	㊷										
債権等の価額の10%の額	㊸										
債権等の価額の10%の額	㊹										
債権等の価額の10%の額	㊺										
債権等の価額の10%の額	㊻										
債権等の価額の10%の額	㊼										
債権等の価額の10%の額	㊽										
債権等の価額の10%の額	㊾										
債権等の価額の10%の額	㊿										
債権等の価額の10%の額	㉀										
債権等の価額の10%の額	㉁										
債権等の価額の10%の額	㉂										
債権等の価額の10%の額	㉃										
債権等の価額の10%の額	㉄										
債権等の価額の10%の額	㉅										
債権等の価額の10%の額	㉆										
債権等の価額の10%の額	㉇										
債権等の価額の10%の額	㉈										
債権等の価額の10%の額	㉉										
債権等の価額の10%の額	㊰										
債権等の価額の10%の額	㊱										
債権等の価額の10%の額	㊲										
債権等の価額の10%の額	㊳										
債権等の価額の10%の額	㊴										
債権等の価額の10%の額	㊵										
債権等の価額の10%の額	㊶										
債権等の価額の10%の額	㊷										
債権等の価額の10%の額	㊸										
債権等の価額の10%の額	㊹										
債権等の価額の10%の額	㊺										
債権等の価額の10%の額	㊻										
債権等の価額の10%の額	㊼										
債権等の価額の10%の額	㊽										
債権等の価額の10%の額	㊾										
債権等の価額の10%の額	㊿										
債権等の価額の10%の額	㉀										
債権等の価額の10%の額	㉁										
債権等の価額の10%の額	㉂										
債権等の価額の10%の額	㉃										
債権等の価額の10%の額	㉄										
債権等の価額の10%の額	㉅										
債権等の価額の10%の額	㉆										
債権等の価額の10%の額	㉇										
債権等の価額の10%の額	㉈										
債権等の価額の10%の額	㉉										
債権等の価額の10%の額	㊰										
債権等の価額の10%の額	㊱										
債権等の価額の10%の額	㊲										
債権等の価額の10%の額	㊳										
債権等の価額の10%の額	㊴										
債権等の価額の10%の額	㊵										
債権等の価額の10%の額	㊶										
債権等の価額の10%の額	㊷										
債権等の価額の10%の額	㊸										
債権等の価額の10%の額	㊹										
債権等の価額の10%の額	㊺										
債権等の価額の10%の額	㊻										
債権等の価額の10%の額	㊼										
債権等の価額の10%の額	㊽										
債権等の価額の10%の額	㊾										
債権等の価額の10%の額	㊿										
債権等の価額の10%の額	㉀										
債権等の価額の10%の額	㉁										
債権等の価額の10%の額	㉂										
債権等の価額の10%の額	㉃										
債権等の価額の10%の額	㉄										
債権等の価額の10%の額	㉅										
債権等の価額の10%の額	㉆										
債権等の価額の10%の額	㉇										
債権等の価額の10%の額	㉈										
債権等の価額の10%の額	㉉										
債権等の価額の10%の額	㊰										
債権等の価額の10%の額	㊱										
債権等の価額の10%の額	㊲										
債権等の価額の10%の額	㊳										
債権等の価額の10%の額	㊴										
債権等の価額の10%の額	㊵										
債権等の価額の10%の額	㊶										
債権等の価額の10%の額	㊷										
債権等の価額の10%の額	㊸										
債権等の価額の10%の額	㊹										
債権等の価額の10%の額	㊺										
債権等の価額の10%の額	㊻										
債権等の価額の10%の額	㊼										
債権等の価額の10%の額	㊽										
債権等の価額の10%の額	㊾										
債権等の価額の10%の額	㊿										
債権等の価額の10%の額	㉀										
債権等の価額の10%の額	㉁										
債権等の価額の10%の額	㉂										
債権等の価額の10%の額	㉃										
債権等の価額の10%の額	㉄										
債権等の価額の10%の額	㉅										
債権等の価額の10%の額	㉆										
債権等の価額の10%の額	㉇										



## (3) 相続税申告書の作成

### 8) 第1表 課税価格、相続税額 ①

第1表 (平成26年分以降用)

取得財産の価額 (第1表①)	課税価格 (④+⑤)	相続税額 (第1表⑦)
523245502	523454000	126381200
24626035	24626035	126381200
27415940	27415940	126381200
520455597	520455597	126381200
30000000	30000000	126381200
258501350	258501350	126381200
33598000	33598000	126381200
255141750	255141750	126381200
10000000	10000000	126381200
256141000	256141000	126381200
3人 80000000	3人 80000000	126381200
126381200	126381200	126381200
126381200	126381200	126381200

付表1作成

付表1作成

相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合、相続時特種課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合、相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合等に使用します。

「第1表の付表1」納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)を作成します。

コード	死亡した者	取得原因
<input checked="" type="checkbox"/> 01	相続 花子	相続
<input type="checkbox"/> 02	相続 一郎	相続/相続時特種課税
<input type="checkbox"/> 03	相続 幸子	相続

Enter 確定 ESC 移動

付表1の作成を行います。

付表2作成

付表2作成

相続税について、相続時特種課税適用者等に還付される税額がある場合に使用します。

「第1表の付表2」還付される税額の受取場所を作成します。

Enter 確定 ESC 移動

付表2の作成を行います。

帳票設定

帳票設定

①出力条件の選択

- すべての相続人を出力する
- 第1表の①、②または③に金額がある相続人を出力する

Enter 確定 ESC 移動

「帳票設定」ボタンで表示形式の変更が可能です。

## (3) 相続税申告書の作成

### 8) 第1表 課税価格、相続税額 ②

印刷 拡大 縮小 100% 前ページ 次ページ 1 / 2 帳票設定 付表1作成 付表2作成

分割案作成 分割案一覧 比較表作成

税務署長                      相続税の申告書 F D 3 5 5 3

年 月 日提出 相続開始年月日 26 年 05 月 10 日

※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
ソツツクハコ		ソツツクハコ		ソツツクハコ	
氏名	相続太郎	相続 花子			
生年月日	昭和16年10月19日(年齢72歳)	昭和23年09月17日(年齢65歳)			
住所	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号	埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号 (0000-0000-0000)			
被相続人との続柄		妻			
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。				
取得原因		相続	遺贈	相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
取得財産の価額(第1表①)	523245502	258501350			
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表①②)	24626035				
債務及び葬式費用の金額(第13表③の)	27415940	3359600			
純資産価額(①+②-③)	520455597	255141750			
課税価格(④+⑤)	3000000	10000000			
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	523454000	256141000			
法定相続人の数	3人				
相続税の総額	126381200				
各人の算出税額の計算					
一般の場合	1.00	0.48933			
配偶者控除等の適用を受ける場合	126381200	61842112			
配偶者控除等の適用を受ける場合					
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)					
暦年課税分の贈与税					

第1表 (平成26年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。  
また、申告書と添付資料を一種にとじないでください。

#### 【新機能】

##### 分割案作成

分割案作成

現在編集中の相続税申告データを分割案として退避できます。  
分割案情報を入力してください。

※退避したデータは、分割案一覧画面より編集中の相続税申告データに復元することができます。

分割案情報

分割案名: 分割一回目

備考: 特定居住用(花子3/4、一郎1/4)

F1 ヘルプ F12 漢字 Enter 確定 ESC キャンセル

作成した申告書の内容を保存できます。  
任意の「分割案名」を作成してください。

#### 【新機能】

##### 分割案一覧

分割案一覧

分割案名	備考	分割案作成年月日
特定居住用(花子3/4、一郎1/4)		26/05/10
特定居住用(花子3/4、一郎1/4)		26/05/10
特定居住用(花子3/4、一郎1/4)		26/05/10

F1 ヘルプ F2 閉じる F3 上へ F4 下へ F5 名称変更 F7 削除 F9 印刷 Enter 復元

保存した分割案のデータを「復元」できます。  
※現在のデータを保存した後に行ってください。

## (3) 相続税申告書の作成

### 8) 第1表 課税価格、相続税額 ③

**相続税の申告書** (FD3553)

相続開始年月日: 26年05月10日

被相続人: 相続太郎 (72歳)

財産を取得した人: 相続花子 (65歳)

**第1表 課税価格、相続税額**

氏名	相続太郎			相続花子		
	イ分割額①	ロ分割額②	ハ遺贈(イ→ロ)	イ分割額①	ロ分割額②	ハ遺贈(イ→ロ)
取得財産の価額(第1表①)	523,245,502	498,392,151	24,853,351	258,501,350	252,576,350	5,925,000
相続特種算課税適用財産の価額(第11表①)	24,626,035	24,626,035	0	0	0	0
譲渡及び葬式費用の金額(第19表③)	27,415,940	27,415,940	0	3,359,600	3,359,600	0
純資産価額(①-②-③)	520,455,597	495,602,246	24,853,351	255,141,750	249,216,750	5,925,000
課税価格(④+⑤)	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	3,000,000	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
法定相続人の数	3人	3人	0人	0人	0人	0人
法定相続人の数及び	1,000	85,000,000	0	1,200	116,440,000	9,941,200
	1,000	116,440,000	9,941,200	1,000	116,440,000	9,941,200
	1,000	116,440,000	9,941,200	0.49983	0.50017	-0.01251
	1,200	116,440,000	9,941,200	61,942,112	58,434,250	3,497,862
	0	90,000	0	0	0	0
	1,102	58,220,000	11,288,898	56,931,102	58,220,000	11,288,898
	1,366	425,000	5,366	213,715	213,715	0
	1,468	58,735,000	11,283,532	57,144,817	58,433,715	11,288,898
	1,732	57,705,000	11,224,732	4,697,295	533	4,696,760
課税価格	68,929,500	57,704,800	11,224,700	4,697,200	500	4,696,700
の農地等納税額	0	0	0	0	0	0
山林納税額	0	0	0	0	0	0
医療法人等納税額	0	0	0	0	0	0
申告期限までに納付すべき税額	68,929,500	57,704,800	11,224,700	4,697,200	500	4,696,700
課税価格	68,929,500	57,704,800	11,224,700	4,697,200	500	4,696,700

### 【新機能】

#### 比較表作成

現在編集中の相続税申告データ及び保存した分割案データから「比較表」を作成できます。比較したい分割案データを選択してください。

分割案の選択  
 比較表の対象となる分割案①: 編集中の相続税申告データ  
 比較表の対象となる分割案②: 特定居住用変更+代償分割

分割案名	備考	選択情報
編集中の相続税申告データ		分割案①
編集中の相続税申告データ		分割案②
特定居住用変更+代償分割	特定居住用 花子4/2 - 一郎1/2	分割案③
特定居住用変更+代償分割	特定居住用→すべて一郎 代償分割 (一郎→花子)	分割案④

編集中の申告データ及び保存した分割案の中で「比較表」を作成することができます。

「比較表の対象となる分割案①」及び「比較表の対象となる分割案②」を指定し、申告納税額及び課税価格を確認できます。

相続財産の種類別価額及び相続税額の比較表を印刷できます。





## (3) 相続税申告書の作成

### 10) 第4表 相続税の加算金額 等

相続税額の加算金額の計算書 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書		被相続人	相続太郎		
<b>1 相続税額の加算金額の計算書</b> この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系尊属（孫）を含みます。）及び配偶者以外の方がいる場合に記入します。 （注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。					
加算の対象となる人の氏名	相続 幸子				
各人の税額控除前の相続税額 （第1表④又は第1表⑤の金額）	① 30,548,864 円	円	円	円	円
相続開始の年以前に被相続人の一親等の血族であった期間内にその被相続人から贈与税の課税対象となる財産の取得した金額	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産などから相続税の課税対象とされた財産の金額 （第1表①+第1表②+第1表③）	③	円	円	円	円
加算の対象とならぬ相続税額を控除する	④	円	円	円	円
相続税額の加算金額 （①×0.2）	⑤ 6,109,772 円	円	円	円	円
（注）上記②～④の金額がある場合には、 （①×②）×0.2 となります。					
（注）各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に転記します。					
<b>2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書</b> この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価額に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。					
控除を受ける人の氏名	相続 幸子				
相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	①	円	円	円	円
そのうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった金額）	②	円	円	円	円
その年の暦年課税分の贈与税額	③	円	円	円	円
控除を受ける贈与税額 （③×②÷①）	④	円	円	円	円
贈与税の申告書の提出先	税務署	税務署	税務署	税務署	税務署
相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤ 2,000,000 円	円	円	円	円

第4表 (平成21年4月分以降用)

1. 相続税額の加算金額の計算書  
「相続人情報の登録」で設定した相続人が表示されます。  
必要項目を入力します。

2. 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書  
第14表から転記されます。  
必要項目を入力します。

## (3) 相続税申告書の作成

### 11) 第5表 配偶者の税額軽減

配偶者の税額軽減額の計算書		被相続人	相続太郎
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。			
1 一般の場合 <small>〔この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。〕</small>			
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第1表の④の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \frac{523,455,000}{2} = 261,727,500$ <small>上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円</small>	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	$\text{①} - \text{②} - \text{③} = 234,801,350$	$\text{④} - \text{⑤} = 261,727,500$	$\text{④} - \text{⑤} = 261,727,500$
① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)
234,801,350	3,359,800	23,700,000	1,000,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ②の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
	235,801,000	523,455,000	0
配偶者の税額軽減の限度額	$\text{第1表の配偶者の⑧又は⑥の金額} - \text{第1表の配偶者の⑨の金額}$ $(61,842,112 \text{ 円} - \text{円})$		61,842,112
配偶者の税額軽減額	$\text{⑩の金額と⑧の金額のうちいずれか少ない方の金額}$		0
(注) ⑩の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑩」欄に転記します。			
2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 <small>〔この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。〕</small>			
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第3表の④の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \text{円}$	

第5表 (平成21年4月分以降用)

計算書は自動計算します。

付表作成

付表作成

被相続人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。)により財産を取得した者のうちに財産を隠ぺい又は仮託した者がいる場合に選択してください。  
※期限後申告書の付表又は、修正申告書の付表として使用します。

「第5表の付表」を作成します。

F1 ヘルプ      Enter 確定      ESC キャンセル

付表の作成を行います。

## (3) 相続税申告書の作成

### 12) 第6表 未成年者控除 障害者控除

未成年者控除額 障害者控除額 の計算書					被相続人	相続太郎
1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)						
未成年者の氏名	相続 幸子					計
年齢 (1年未満切捨て)	① 12 歳					
未成年者控除額	② 6万円×(20歳-12歳) = 480,000円 =	6万円×(20歳- )歳	6万円×(20歳- )歳	6万円×(20歳- )歳	6万円×(20歳- )歳	480,000円
未成年者の第1表の (⑩+⑪-⑫-⑬) 又は(⑭+⑮-⑯-⑰) の相続税額	③ 36,568,636円					36,568,636円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額④」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (②-③)	④					計 円
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の (⑩+⑪-⑫-⑬) 又は(⑭+⑮-⑯-⑰) の相続税額	⑤					円
未成年者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額④」欄に転記します。						
2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)						
	一般障害者		特別障害者			計
障害者の氏名						

第6表  
(平成23年分以降適用)

相続人に未成年者、障害者がいる場合に入力します。  
※未成年者の氏名、障害者の氏名を相続人一覧から選択します。

## (3) 相続税申告書の作成

### 13) 第7表 相次相続控除

相次相続控除額の計算書				被相続人	相続 太郎
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
1 相次相続控除額の総額の計算					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
相続 太郎		相続太郎の父		春日部 税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満は捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成17年03月10日	平成26年05月10日	9年	1年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額		⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)	
19,411,546円	4,250,000円	15,161,546円		495,602,246円	
(⑥の相続税額)		(④の年数)		相次相続控除額の総額	
4,250,000円 × $\frac{⑧の金額}{⑤の金額}$		15,161,546円 × $\frac{1年}{10年}$		= ④ 425,000円	
2 各相続人の相次相続控除額の計算					
(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人を記入します。)					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の方も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
相続 花子	(上記④の金額)	253,286,750円	495,602,246円	0.511068	217,204円
相続 一郎		129,636,813円		0.261574	111,169円
相続 幸子		112,678,683円		0.227357	96,627円

第7表 (平成21年4月分以降用)



「追加」ボタンをクリックし追加します。  
 ※「前の相続に係る被相続人の氏名」欄に氏名を入力すると画面上部の「前被相続人一覧」に表示されます。

## (3) 相続税申告書の作成

### 14) 第8表 外国税額控除

外国税額控除額 農地等納税猶予税額 の計算書								被相続人	相続太郎
1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)									
外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税の名称	納期限(年月日)	税額	④の日現在における邦貨換算率	邦貨換算税額(②×④)	邦貨換算在外純財産の価額	⑤の全額(邦貨換算の価額の割合)	⑥の相対控除後の税額×⑧	⑦の控除額(⑥のうち⑧の割合)
相続太郎									0
(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時特種課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての価額の全額を控除した価額を記入します。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の③欄の全額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。 3 各人の⑦欄の全額を第1表のその人の「外国税額控除額」欄に転記します。									
2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)									
農業相続人の氏名		相続太郎							
納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の②の金額)				①		円		円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表の各農業相続人の②の金額)				②					
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑧+⑨の金額)				③	114,963				
第3表⑤の各農業相続人の算出税額				④	33,990,224				
相続税額の2割加算が適用される場合の加算金額(第4表の各農業相続人の②の金額)				⑤					
計(①-(④+⑤)の金額(赤字のときは0))				⑥	0				
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)				⑦	0				
(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8表の④又は⑤欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額」欄に転記します。									

第8表 (平成28年分以降用)

- 外国税額控除  
該当がある場合に、入力します。
- 農地等納税猶予額

相続人の変更

相続人コード: 001

フリガナ: ソウジク ハナコ

氏名: 相続 花子

生年月日: 昭和 29 年 09 月 17 日

年齢:  入力 65 歳

郵便番号: 0000 - 0000 - 0000

住所: 埼玉県春日部市 〇〇〇丁目〇番16号

電話番号: 0000 - 0000 - 0000

職業: なし

氏別: 妻

性別: 女性

取得理由:  相続  遺贈  相続時特種課税

法定相続人:  法定相続分: 1 / 2

民法上の相続割合:  入力 1 / 2

相続放棄:  しない

農業相続人:  該当しない

障害者相続人:  該当しない

林業経営者相続人:  該当しない

2割加算の適用:  該当しない

配偶者特例の適用:  適用する

延納申請:  しない

物納申請:  しない

「相続人情報の登録」で設定した相続人が表示されます。

## (1) 延納申請書の作成

相続税延納申請書

〒 000-0000 )  
市川市〇〇〇  
住所 6丁目9番1号

市川 税務署長 殿

平成 26年 12月 01日

下記のとおり相続税の延納を申請します。

氏名 ソノゾク サチコ  
相 続 幸 子

職業 なし 電話 0000-000-0000

記

1 延納申請税額

① 納付すべき相続税額	37,126,900 円
② ①のうち物納申請税額	
③ ①のうち納税猶予をする税額	
④ 差引(①-②-③)	37,126,900
⑤ ④のうち現金で納付する税額	12,126,900
⑥ 延納申請税額 (④-⑤)	25,000,000

2 金銭で納付することを困難とする理由

別紙「金銭納付を困難とする理由書」のとおり。

3 不動産等の割合

区 分	課税相続財産の価額 <small>(②の数値がある場合には 農業従事者等によります。)</small>	割 合
立木の価額 ⑦		⑧(⑦/⑨)
不動産等(⑩を 含む。)の価額 ⑧	112,000,000	①(⑧/⑨)
全体の課税相続 財産の価額 ⑨	124,528,683	
立木の価額 ⑦		⑩(⑦/⑪)
不動産等(⑫を 含む。)の価額 ⑪	112,000,000	②(⑪/⑬)
全体の課税相続 財産の価額 ⑬	124,528,000	

4 延納申請税額の内訳

不動産等の割合(①)が75%以上の場合	不動産等に係る延納相続税額(②×④と⑤のいずれが小さい方の価額)	③(100円未満端数切り上げ)	延納申請年数	利子税の割合
不動産等の割合(①)が50%以上75%未満の場合	不動産等に係る延納相続税額(②×④)	③(100円未満端数切り上げ)	(最高); 10年以内;	3.6
不動産等の割合(①)が50%未満の場合	立木に係る延納相続税額(②×④と⑤のいずれが小さい方の価額)	③(100円未満端数切り上げ)	(最高); 5年以内;	4.8
	その他の財産に係る延納相続税額(⑥-④)	④	(最高); 5年以内;	6.0

5 延納申請年数 6 利子税の割合

7 不動産等の財産の明細 別紙「不動産等の財産の明細書」のとおり

8 担 保 別紙「目録」のとおり

税務署 整理権	郵送等年月日 平成 年 月 日	担当者印
------------	--------------------	------

データ取込

相続人の変更

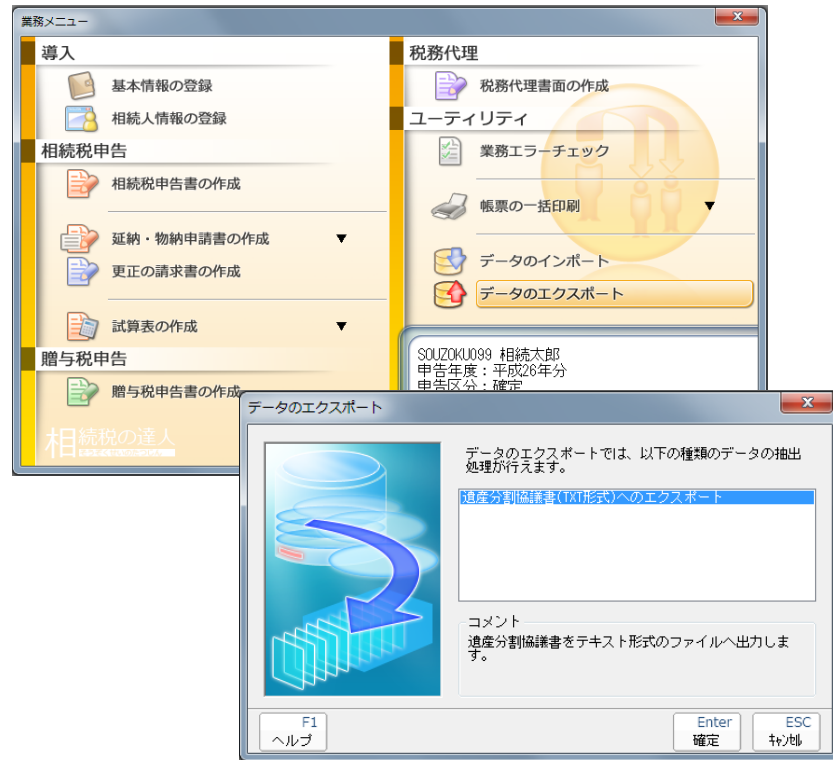
相続人コード: 011	取得理由: <input checked="" type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 遺贈
フリガナ: ソノゾク ハナコ	<input type="checkbox"/> 相続時特種課税
氏名: 相続 花子	法定相続人: 該当する
生年月日: 昭和 23年 09月 17日	法定相続分: 1 / 2
年齢: <input type="checkbox"/> 入力 65 歳	民法上の相続割合: <input type="checkbox"/> 入力 1 / 2
郵便番号: - -	相続放棄: しない
住所: 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目9番16号	職業相続人: 該当しない
電話番号: 0000 - 000 - 0000	経営者相続人: 該当しない
職業: なし	2割加算の適用: 該当しない
婚姻: 単身	配偶者控除の適用: 開ける
性別: 女性	延納申請: しない
	物納申請: しない

「データ取込」で延納申請者のデータを取り込みます。  
※「相続人の登録」で「延納申請:する」と設定した相続人が取り込まれます。





## データのエクスポート



TXT形式ファイルで出力されます。  
Word等で開き、自由に加工できます。

遺産分割協議書

被相続人 相続太郎 の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

1. 相続人 相続 花子 が取得する財産

(1) 宅地	文京区〇〇1丁目3番5号	183.07 m <sup>2</sup>	〇〇銀行〇〇支店	510,700 円
(2) 宅地	春日部市〇〇2丁目3番4号	200 m <sup>2</sup>		22,639,340 円
(持分 1/2)				,359,600 円を負担する
(3) 家屋 (鉄コ2・居宅)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	93 m <sup>2</sup>		協議が成立したので、これを証するための本書
(4) 家屋 (鉄コ2・店舗)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	93 m <sup>2</sup>		春日部市〇〇〇3丁目5番16号
(5) 家屋 (鉄コ3・店舗)	文京区〇〇1丁目3番5号	184.5 m <sup>2</sup>		相続 花子
(6) 特定同族株式 (配当還元)	株〇〇	1,000 株		春日部市〇〇〇3丁目5番16号
(7) 特定同族株式 (その他)	〇〇商事株	5,000 株		相続 一郎
(8) その他の株式	〇〇建設株	10,000 株		〇〇〇6丁目3番1号
(9)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	450,000 円		相続 幸子
(10) 普通預金	〇〇銀行〇〇支店	2,184,100 円		
(11) 定期預金	〇〇銀行〇〇支店	22,000,500 円		
(12) 普通預金	Bank of 〇〇××Branch	1,954,000 円		
(13) 家財等一式	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	2,500,000 円		
(14) 未取家賃 (〇〇商事株)	文京区〇〇1丁目3番5号	538,350 円		
(15) 絵画 (〇〇作××他)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号			



# NTT DATA

Global IT Innovator